## 処 分 基 準

令和2年3月23日作成

)4- A B	
法 令 名	古物営業法施行規則
根 拠 条 項	第29条
処分の概要	盗品売買等防止団体に係る承認の取消し
原権者(委任先)	鳥取県公安委員会
法令の定め	古物営業法施行規則第23条(盗品売買等防止団体に係る承認)
処 分 基 準	古物営業法施行規則第29条各号に該当する場合、次のように帰 責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であって、かつ、当 該事態を速やかに是正、回復等することが可能であると認められ る場合で、現に是正、回復等をしようとしているとき等を除き、 承認を取り消すこととする。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が 古物営業法第4条第1号から第5号までのいずれかに該当す ることとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者 の解任手続を進めているようなとき。
問い合わせ先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 0857-23-0110)
備    考	